

令和元年度実地指導等の指摘事項等について

資料 1

各サービス別に、令和元年度の実地指導、指定申請等において、文書又は口頭指導等を行った内容について具体的に例示します。

今後の事業所等の運営において、参考としてください。

1 人員基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	従業者の員数及び管理者	雇用契約書と勤務実態が合っていない従業者及び管理者が認められた。業務内容が変更された場合は雇用契約書を取り直すか辞令書等で明記すること。
2	訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5人を下回っていた事例が認められた。
3	訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員の員数について、訪問介護以外の業務時間を含めて算定している事例が認められた。
4	訪問看護	看護師等の員数	通所介護事業所との連携において、看護師等が通所介護事業所の業務を行っている時間は訪問看護事業所の看護師等としての員数に含めてはならないにも関わらず含めており、常勤換算方法で2.5人を下回っていた事例が認められた。
5	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	従業者の員数	機能訓練指導員を1以上配置しなければならないにも関わらず、配置していない事例が認められた。
6	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	従業者の員数	生活相談員(、看護職員)又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならないにも関わらず、常勤の生活相談員(、看護職員)又は介護職員を配置していない事例が認められた。
7	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	従業者の員数	指定(地域密着型及び認知症対応型)通所介護の単位ごとに、介護職員を確保していない事例が認められた。
8	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	従業者の員数	従事職種に対する辞令交付がない従業者が認められた。従業者の員数確認に必要なため、辞令を交付すること
9	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	管理者	専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないにも関わらず置いていない事例が認められた。
10	特定施設入居者生活介護	従業者の員数	看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする必要があるが、必要な従業者を置いていない事例が認められた。
11	居宅介護支援事業所	従業者の員数	常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とするものであるが、利用者の数が35人を超える介護支援専門員がいることから、基準を満たすよう人員を配置すること。

2 設備基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	設備及び備品等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備は、確実に設置すること。
2	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	設備及び備品等	静養室として申請をしているスペースに、機能訓練用の機材を設置し、静養室を設置していなかった。当該スペースについては、申請を行った用途以外に用いることはできないため、静養室に戻すか、用途を変更すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
3	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	設備及び備品等	浴室として申請したスペースに、荷物を置き使用できない状態であった。申請した用途として使用できる状態にすること。
4	居宅介護支援事業所	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないにも関わらず、指定申請とは異なった施設を主に利用している事例が認められた。

3 運営基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	内容及び手続の説明及び同意	契約書及び重要事項説明書の同意日の日付がない事例が認められた。利用申込者の同意を得る際、必ず日付を記入すること。
2	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の利用者負担割合について、1割負担のみを記載している事例が認められた。2割、3割負担も記載すること。
3	共通	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書について、最新の従業者の員数に更新すること。
4	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載すること。
5	共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を入手していない事例が認められた。居宅介護支援事業所から居宅サービス計画の交付を受け、当該計画に沿った個別サービスを提供すること。
6	共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画に沿って行わなければならないにも関わらず、居宅サービス計画と実際のサービス内容が異なっている事例が認められた。居宅介護支援事業者と密接に連携し、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供に努めること。
7	共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録に記録ミスや漏れがあった。請求の根拠となるため、記録ミスや漏れのないよう、正しく記録すること。
8	共通	個別サービス計画の作成	居宅サービス計画と同一の目標が設定されている事例が認められた。「居宅サービス計画で位置付けられた目標達成のため、サービス事業所で行えることは何か。」という視点を意識して、計画を作成すること。
9	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画の同意を得た場合、その日付を記録しておくこと。また、適切な手順で同意を得ること。
10	共通	個別サービス計画の作成	介護認定の区分又は居宅サービス計画が変更されているにも関わらず、個別サービス計画を変更していない事例が認められた。必要に応じて個別サービス計画を見直すこと。
11	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画書における短期目標他の記載が、全利用者において、同一の表現となっている事例が認められた。利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成すること。
12	共通	管理者の責務	管理者は、従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないにも関わらず、適切な管理ができていない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
13	共通	運営規程	利用者の虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に定めていない事例が認められた。速やかに運営規程の整備を行うとともに、本市にその変更を届け出ること。
14	共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に対する研修を実施していない事例が認められた。管理者及び従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し、研修受講時は記録として残すこと。
15	共通	衛生管理等 (又は従業者の健康管理)	従業者の健康状態について、健康診断等を利用して、必要な管理を行うこと。
16	共通	掲示	事業所において、運営基準上必要な掲示が行われていない事例が認められた。事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
17	共通	秘密保持等	他の利用者の個人情報に記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。利用者等から情報開示を求められることもあり、個人情報の取扱上不適切であるため、使用しないこと。
18	共通	秘密保持等	利用者の個人情報が、他の利用者と同一ファイルに保管されている事例が認められた。個人情報保護の観点から適切に保管を行うこと。
19	共通	秘密保持等	利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者の雇用時に誓約書等を徴するなど必要な措置を講じること。
20	共通	苦情処理	寄せられた苦情の内容等を記録していない事例が認められた。受け付けた苦情の内容は記録すること。
21	共通	苦情処理	利用申込者等からの苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者に対しサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること。 また、苦情受付担当者と苦情処理責任者が同じ人物であったので、別な者を充てること。
22	共通	事故発生時の対応	サービス提供中の事故により利用者が医療機関を受診したにも関わらず、本市へ報告していない事例が認められた。事故等が発生した場合は、所定の様式により速やかに本市へ報告すること。
23	共通	事故発生時の対応	感染症が発生したにも関わらず、本市へ報告していない事例が認められた。感染症が発生した場合は、所定の様式により速やかに本市へ報告すること。
24	共通	事故発生時の対応	事故が発生した時に備えて、マニュアルの改正及び記録様式や市への報告様式の準備をしておくこと。
25	共通	記録の整備	個別サービス計画やサービスの提供の記録が誤って廃棄されている事例が認められた。サービスの提供に関する記録については、その完結の日から5年間保存すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
26	共通	記録の整備	保存が必要な記録について、感熱紙を使用している事例が認められた。感熱紙は長期間の保存に適しないため、改善を行うこと。
27	共通	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
28	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	運営規程等には定期的な避難訓練を実施することが明記されているにも関わらず、行っていない事例が認められた。避難訓練を定期的に行い、その記録を残すこと。
29	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	非常災害時に想定される収容人数に対し、概ね3日分を目安として、飲料水、食料品等の備蓄を行うこと。
30	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	夜間を想定した避難訓練を実施すること。
31	訪問介護	身分を証する書類の携行	訪問介護員等に身分を証する書類を携行させること。
32	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービスを提供している事例が認められた。変更となった理由等を具体的に記載すること。
33	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービスとは異なるサービスを提供している事例が認められた。変更となった理由等を具体的に記載するとともに、必要に応じて居宅サービス計画等の変更の援助を行うこと。
34	訪問介護	訪問介護計画の作成	区分変更申請の結果が出るまでの間、訪問介護計画を作成していない事例が認められた。区分変更申請時は、暫定プランを作成し、区分変更の結果の内容により、本プランにするか再作成するかを判断すること。
35	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録について、(地域密着型)通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービス提供を行った場合は、変更の理由を必ず記載すること。
36	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	利用料等の受領	利用者から一律にレクリエーション活動費を徴収していた。利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要な場合には個別に徴収できるが、すべての利用者一律に提供される教養娯楽にかかる費用について「その他の日常生活費」として徴収しないこと。
37	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	利用料等の受領	個別に徴収する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ運営規程又は重要事項説明書に記載し、利用者又はその家族等へ説明を行い、同意を得ること。
38	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護計画の作成	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービス提供を行っており、その時間が常態化している場合は、当該提供時間も計画に位置付ける等、計画の見直しを行うこと。
39	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護計画の作成	利用時間が延長されているにも関わらず、サービス延長の理由の記録がなく、通所介護計画の見直しが行われていない事例が認められた。また、その時間が常態化している場合は、当該提供時間も計画に位置付けること。

番号	サービス	項目	指摘内容
40	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション計画の作成	通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならないが、説明同意を別の者が行っている事例が認められた。
41	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画を作成していない事例が認められた。4日以上連続して利用することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成すること。
42	短期入所生活介護	介護	介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、適切な技術をもって介護サービスを提供すること。
43	短期入所生活介護	機能訓練	利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行うこと。
44	特定施設入居者生活介護	利用料等の受領	重要事項説明書において、介護保険の給付の対象とならない管理費に、人件費及び事務費を入れて、一律に徴収している事例が認められた。人件費及び事務費は、介護保険給付の対象であることから、人件費及び事務費の記載を削除し、入居者に負担を求めないこと。
45	特定施設入居者生活介護	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上開催すること。
46	特定施設入居者生活介護	特定施設サービス計画の作成	特定施設サービス計画の作成日を偽って作成していた事例が認められた。特定施設サービス計画に基づき利用者に対するサービスが提供されるため、提供開始前には原案を作成し利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ること。
47	特定施設入居者生活介護	介護	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないにも関わらず、利用者の身体に痣が見つかるなど、適切な技術をもって行われていない事例が認められた。
48	特定施設入居者生活介護	受託居宅サービスの提供	受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならないにも関わらず、報告書の提供を受けていない事例が認められた。
49	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	受給資格等の確認	利用者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認すること。
50	福祉用具貸与	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
51	福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	アセスメントを十分に実施せずに福祉用具貸与計画の作成している事例が認められた。利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ計画を作成すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
52	福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	サービス提供の開始時に、福祉用具貸与計画が作成されていない事例が認められた。サービス提供の開始までに、当該計画を作成し、利用者の同意を得ること。また、品目の変更や追加があった場合には、必要に応じて当該計画を変更し、利用者の同意を得ること。
53	福祉用具貸与	適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技術の向上等	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保するとともに、実施後は研修の記録を残すこと。
54	福祉用具貸与	衛生管理等	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。
55	福祉用具貸与	記録の整備	「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認方法について」等の医学的な所見の確認書類等の添付がない事例があった。軽度者への福祉用具貸与の根拠となるので、入手し、保管すること。
56	小規模多機能型居宅介護	内容及び手続の説明及び同意	「泊まりのサービスの提供時間」について、運営規程と重要事項説明書における記載が異なっていた。運営規程に沿って重要事項説明書を作成すること。
57	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこと。
58	小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	通いサービスにおいて、外出サービスを行っている事例が認められた。小規模多機能型居宅介護は、利用者の居宅又はサービスの拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うものであることに留意し、外出サービスについては、通所介護における外出サービスと同様、あらかじめプランに位置付けるとともに、外出をすることにより効果的な機能訓練が行える場合に提供が可能なるものであることに留意し、実施した場合にはその記録を残すこと。
59	小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	身体拘束等を行う場合には、緊急やむを得ない理由を記録すること。
60	小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成	居宅サービス計画の作成に当たり、介護支援専門員が指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っていない事例が認められた。
61	小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成	区分変更申請を行った際に、暫定プランを作成していなかったため、居宅サービス計画への同意が遅れている事例が認められた。サービスの提供開始までにプランを作成し、同意を得ること。
62	小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成	モニタリングの実施の記録が作成されていない事例が認められた。また、利用票の同意が遅延している、作成日が未記入の事例が認められた。
63	小規模多機能型居宅介護	地域との連携等	ほぼ毎日宿泊を必要とする者があれば、運営推進会議に報告し、評価を受けること。
64	認知症対応型共同生活介護	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、実施していない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
65	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護計画の作成	プランへの同意が入所後になっている事例が認められた。入所日までに認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に説明し同意を得ること。
66	認知症対応型共同生活介護	介護等	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければいけないにも関わらず、不適切な介護を行っていた事例が認められた。
67	認知症対応型共同生活介護	地域との連携等	運営推進会議について、おおむね2月に1回以上実施すること。
68	居宅介護支援	内容及び手続の説明および同意	指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることが可能であること等について、文書を交付して説明するとともに、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ていない事例が認められた。
69	居宅介護支援	内容及び手続の説明および同意	事業を実施する地域外の利用者へのサービス提供時に徴収する金額について、運営規程と重要事項説明書に記載されている利用料に相違がある事例が認められた。運営規程と重要事項説明書の記載内容に相違が無いようにしておくこと。
70	居宅介護支援	内容及び手続の説明および同意	重要事項説明書に記載されている事業の営業日及び苦情相談窓口に誤りがあるため、正しい記載を行うこと。
71	居宅介護支援	内容及び手続の説明および同意	病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めること。
72	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(アセスメントの実施) 新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。
73	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(サービス担当者会議等による専門的意見の聴取) 居宅サービス計画を変更した月内に、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。 また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない事例が認められた。
74	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(サービス担当者会議等による専門的意見の聴取) やむを得ない理由がある場合でないにも関わらず、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。 やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるが、ない場合は必ずサービス担当者会議を開催すること。その際、やむを得ない理由を記録すること。
75	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(居宅サービス計画の説明、同意、交付) 居宅サービス計画のサービス利用票について、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
76	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(個別サービス計画の提出の依頼) 個別サービス計画を入手していない事例が認められた。 サービス事業所へ依頼し、提出を求めること。
77	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) モニタリングは、当該月におけるサービス実施状況の把握と評価であることを踏まえ、当該月のサービス実施状況等を確認できる適切な時期に行うこと。

番号	サービス	項目	指摘内容
78	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 特段の事情がないにも関わらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない事例が認められた。また、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
79	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(主治の医師等の意見等) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めると共に、当該意見をふまえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付すること。
80	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 3月に1回、利用者の居宅を訪問し、1月に1回、モニタリングの結果が記録されていない事例が認められた。

4 報酬基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、訪問介護費を算定している事例が認められた。
2	訪問介護	訪問介護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問介護費の区分に相違がある事例が認められた。
3	訪問介護	訪問介護費	前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を行っているにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。
4	訪問介護	訪問介護費	居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを訪問介護として提供している事例が認められた。
5	訪問介護	訪問介護費	根拠の不明確な深夜のサービスが毎日行われている。必要性や理由を明確にし根拠を記録しておくとともに、不必要なサービスは行わないこと。
6	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	利用者又はその家族等の同意を得ていないなど、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該単位数を算定している事例が認められた。
7	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	当該単位を算定するに当たっては、その理由を具体的に記載すること。
8	訪問介護	特定事業所加算	訪問介護員等の研修について、個別具体的な研修の目標等を定めた計画を策定していない事例が認められた。訪問介護員等ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。
9	訪問介護	特定事業所加算	指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達を行ったことについて、明確に記録に残すこと。
10	訪問介護	初回加算	初回若しくは初回の指定訪問介護を行った月に、新規に訪問介護計画を作成していない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
11	訪問介護	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が指定訪問介護を行った記録又は同行した記録がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
12	訪問介護	早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い	事業所都合により、指定訪問介護サービス開始時刻を変更したにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
13	訪問介護	早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い	当該加算を算定するに当たっては、その理由を具体的に記載すること。
14	訪問看護	訪問看護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、訪問看護費を算定している事例が認められた。
15	訪問看護	訪問看護費	主治の医師の判断に基づいて交付された指示書がないにも関わらず、訪問看護費を算定している事例が認められた。
16	訪問看護	訪問看護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問看護費の区分に相違がある事例が認められた。
17	訪問看護	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う訪問看護の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化に合わせ、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は看護職員(准看護師を除く)による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うこと。
18	訪問看護	複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ていないなど、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
19	訪問看護	緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等の同意を得ていないなど、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
20	訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に対して同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
21	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院時まで、在宅での療養上必要な指導を行っているもののその指導内容を文書により提供していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
22	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、訪問リハビリテーション費を算定している事例が認められた。
23	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	通所介護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、(地域密着型及び認知症対応型)通所介護費を算定している事例が認められた。
24	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	通所介護費	入院中でサービス提供がないにも関わらず、(地域密着型及び認知症対応型)通所介護費を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
25	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	通所介護費	実際に提供したサービス時間よりも長い時間区分で(地域密着型及び認知症対応型)通所介護費を算定している事例が認められた。
26	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	人員基準欠如減算	当該事業所の介護職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っており、人員基準欠如減算が必要な事例が認められた。
27	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	入浴介助加算	サービスを提供していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
28	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	生活機能向上連携加算	指定リハビリテーション事業所等の理学療法士が当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行わなければならないにもかかわらず、行っていない事例が認められた。
29	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	生活機能向上連携加算	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて見直し等を行っていない事例が認められた。
30	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	口腔機能向上加算	作成した口腔機能改善管理指導計画について、利用者又はその家族の同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
31	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	口腔機能向上加算	口腔機能改善管理指導計画を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
32	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	送迎未実施減算	送迎を実施していないにもかかわらず、当該減算を行っていない事例が認められた。
33	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	同一建物減算	(地域密着型)通所介護事業所と同一の建物である高齢者向け住宅から当該(地域密着型)通所介護事業所に通う者に対し、指定(地域密着型)通所介護を行っているにもかかわらず、当該減算を行っていない事例が認められた。
34	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者でないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
35	(地域密着型)通所介護	認知症加算	日常生活自立度が要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
36	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
37	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)がないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
38	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
39	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、訓練内容の見直し等を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
40	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画における利用者の目標、課題について、生活機能向上・機能維持を目的とするものとは読み取りにくいものであったため、具体的に記入すること。
41	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算(Ⅰ)	当該加算の算定に当たり、指定(地域密着型)通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しなければならないにも関わらず、配置されていない事例が認められた。
42	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接訓練の提供を受けていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
43	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問しなければならないにも関わらず、訪問を行った記録が読み取れない事例が認められた。
44	短期入所生活介護	送迎加算	送迎を実施していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
45	短期入所生活介護	長期利用者提供減算	誤って当該減算を算定していない事例が認められた。
46	特定施設入居者生活介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録しなければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。
47	特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
48	特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容の説明及び同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
49	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	夜間看護体制加算を算定できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
50	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	入居の際に、利用者又はその家族等に対して、看取りに関する指針の内容の説明及び同意を得ていない、また、医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で、利用者の介護に係る計画を作成する必要があるが、当該計画を作成していない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
51	特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型特定施設入所者生活介護費	サービスの提供の実績や内容が書類上で確認できないにも関わらず、外部サービス利用型特定施設入所者生活介護費を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
52	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	特別訪問看護指示書が出ているにも関わらず、当該指示書の期間において看護サービスを行う場合で算定されている事例が認められた。
53	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護費	月途中から登録した場合、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日を登録日とし日割りで算定するにも関わらず、登録日前から算定している事例が認められた。
54	小規模多機能型居宅介護	初期加算	指定小規模多機能型居宅介護支援事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について算定するものであるにも関わらず、登録日以前に算定している事例が認められた。
55	小規模多機能型居宅介護	認知症加算	利用者の日常生活自立度がⅢ以上でないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
56	小規模多機能型居宅介護	若年性認知症利用者受け入れ加算	算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
57	小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント強化加算	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が協同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うこと。
58	小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント強化加算	日常的に地域住民との交流を図り、地域の行事や活動に積極的に参加し、その記録を残すこと。
59	小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算	全ての従業者に対し、従業者ごとの研修計画を作成すること。
60	小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算	利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議に、全ての従業者が参加すること。参加できなかった場合は資料の供覧等を行い、記録すること。
61	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護費	入院中又は外泊中の期間のため、サービスを提供していないにも関わらず、認知症対応型共同生活介護費を算定している事例が認められた。
62	認知症対応型共同生活介護	入院時費用	入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれていないにも関わらず、算定している事例が認められた。
63	認知症対応型共同生活介護	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、これを実施していないなど、身体拘束廃止未実施減算が必要となる事例が認められた。
64	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	同意を取る看取りに関する指針について、盛り込むべき内容が不足しているので、盛り込むこと。 利用者が退去等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくこと。
65	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断する必要があるが、診断日より前に当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
66	認知症対応型共同生活介護	初期加算	短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定するにも関わらず、短期利用日数を控除していない事例が認められた。
67	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	入院中でサービス提供がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
68	認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算	日常生活自立度のランクが要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
69	認知症対応型共同生活介護	口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントにかかる計画が作成されていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
70	認知症対応型共同生活介護	サービス提供強化加算	人員基準欠如に該当しているにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
71	介護老人福祉施設	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。
72	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	栄養ケア計画を作成して、入所者又はその家族に説明し、同意を得る前に栄養マネジメント加算を算定している事例が認められた。
73	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、 ①指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること について文書を交付して説明を行っていない ②新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない ③サービス担当者会議を開催するに当たり、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない ④居宅サービス計画のサービス利用票(第6表及び第7表)について、文書により利用者の同意を得ていない ⑤少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接していないなど、運営基準減算が必要な事例が認められた。
74	居宅介護支援	初回加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
75	居宅介護支援	初回加算	算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
76	居宅介護支援	特定事業所加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
77	居宅介護支援	特定事業所加算	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議について、厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針の(3)関係の議題(1)から(7)の議事を含めること。
78	居宅介護支援	入院時情報連携加算	情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について居宅サービス計画等に明確に記録しておくこと。
79	居宅介護支援	入院時情報連携加算	運営基準減算が適用され、居宅介護支援費が算定されない月に当該加算を算定している事例が認められた。
80	居宅介護支援	退院・退所加算	退院時に居宅サービス計画を作成していないなど、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
81	居宅介護支援	退院・退所加算	医療機関が利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。
82	居宅介護支援	退院・退所加算	病院等の職員からの情報収集の方法が、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスでないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
83	介護予防支援	(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の介護予防サービスの利用状況等の情報提供を行った記録がないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。